

2023年12月27日

お客さま各位

西日本シティ銀行

破産管財人口座等の開設手数料の新設について

平素より、西日本シティ銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行は、破産管財人口座等の開設手数料を新設しますので、お知らせします。

ご利用いただくお客さまには、ご負担をいただくこととなりますが、当行はより一層のサービス向上をめざしてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

2024年2月5日（月）

※2024年2月5日の受付分から手数料を適用いたします。

2. 対象口座

- ・破産管財人口座
- ・相続財産清算人口座（相続財産管理人口座）
- ・不在者財産管理人口座

※既存の口座から上記口座へ名義変更する場合も対象とします。

3. 手数料金額

口座開設1件あたり 11,000円（消費税込み）

なお、口座開設時は従来通り、所定の審査がありますので、ご了承ください。

詳しくはお取引店またはお近くの営業店にお問い合わせください。

以上